

# 公海漁業の自由に関する原則の発展

今 田 清 二

## Development of the Principle of Freedom of Fisheries in the High Seas

by Seiji KONDA

### ま え が き

公海漁業の自由に関する国際法の原則は、19世紀においては資源保存と無関係な、無条件の自由を内容としていた。然し20世紀に至り、同原則は操業の国際的制限を条件とする自由の原則に発展し、かつ最近、日米加漁業条約の資源保存水域の理論により、更に新たな発展段階に到達した。

本文は、公海漁業の自由に関する国際法の原則がこのように発展しつつあることを指摘するのを目的とする。漁業技術の発達に伴い、漁業の国際関係が愈々広範かつ緊切化している現状に照らし、国際法の原則のこのような発展を指摘することは、国際協力の促進のために重要な意義があると信ずる。

### 第 I 公海漁業の無条件の自由

海洋自由の原則は、海洋の公海性に対する国際社会の要請に基づいて確立された。この要請の下においては、領海は沿岸国の距岸狭小の範囲に限られなければならない。また公海における航行及び漁業は、公海の性質上当然に各国の自由でなければならない。

公海漁業の自由は次の内容を含む。(1)漁場の自由：公海漁業を行うにつき漁場の選択を制限されない自由。(2)企業の自由：公海漁業を行うにつき漁業者又は漁船の国籍に基づく制限を受けない自由。(3)操業の自由：公海漁業を行うにつき漁具漁法など操業上の制限を受けない自由。

19世紀、漁業資源が獲り尽される虞が未だ少く、その半面、資源保存のための国際協力も未だ発展しなかつた時代には、資源保存のため公海漁業の自由が国際的に制限されることはなかつた。公海である限り、漁場の如何を問わず、操業方法の如何を問わず、いづれの国の漁船でもまた漁業者でも自由に漁業を行うことができ、公海漁業の自由は、何等制限されない無条件の自由であつた。

1818年米英両国は漁業等に関するロンドン条約を締結し、米国は英領ニューファンランド、英領ラブラドル及び英領マグダレン島沖距岸3哩以内の英国領海における漁業権を得た半面、その他の英領アメリカ沖においては、距岸3哩以内において魚を獲る権利を永久に放棄した。<sup>①</sup>この条約は領海3哩の学説を初めて条約の規定に明示した重要な意義を有しているが、距岸3哩外の公海の資源保存については固より何も規定していない。次で1821年、露国がオットセイ猟業の利益を独占しようとして航海通商取締令を発した際、こ

れに抗議して米国は 1824 年、英国は 1825 年、それぞれ露国と条約を結び米英の船舶は「太平洋の如何なる部分においても」航海し漁獲する自由を得た。<sup>(2)</sup> 然しこの両条約にはオットセイ資源の保護につき何も規定していない。なおまたこの両条約はいつでも領海の範囲を明示していないが、英国外務卿は駐露英大使にあて「特別の規定のない場合、国際法は両国に対しそれぞれ距岸 1 リーグ (3 浬) の範囲に主権を認める」と訓電した。<sup>(3)</sup> ヘルシエイは、この両条約により海洋自由の原則は既に最後の勝利を得たものと指摘している。<sup>(4)</sup> ヨーロッパにおいては、1839 年の英仏パリ条約が初めて締結国の漁業独占区域を距岸 3 浬以内と規定した。1852 年英白ロンドン条約は、漁業につき相互に最恵国待遇を与えることを規定しているが、これによつてベルギーの漁船が、最恵国フランスの漁船と同じく、英国の距岸 3 浬まで近づいて操業し得たことは疑いない。更に 1882 年ヘーグにおいて、英国、フランス、ドイツ、デンマーク、ベルギー、オランダの 6 ケ国は、ノースシー公海漁業警察国際条約を結び「各国の漁業者は、それぞれ自国の全沿岸及び附属島嶼の最低干潮線より 3 浬以内における漁業の独占権を有する」と規定した。また 1901 年の英丁ロンドン公海漁業取締条約も、締結国が距岸 3 浬以内の漁業を独占することを規定している。<sup>(5)</sup>

公海漁業の自由はこのようにして確立した。然し 19 世紀にはまだ資源保存の理論も国際協力も発展していなかつた。例えば 1882 年ノースシー公海漁業警察国際条約の締結に際し、ドイツ代表は稚魚の濫獲防止の措置の必要を主張したが、他の代表はその問題は討議するほど熟していないと反対し、また会議の主要目的は魚類の保存でないと反対し、濫獲防止の措置は結局何らとられなかつた。<sup>(6)</sup> 19 世紀における海洋の自由、従つて公海の漁業の自由は、資源保存のための国際的制限を条件としない無条件の自由であつた。

## 第 II 国際的操業制限を条件とする公海漁業の自由

公海漁業の自由に関する国際法の原則は、20 世紀に至り持続的最大の漁獲の原則が確立した結果、画期的に発展した。持続的最大の漁獲の原則とは、資源が持続し得る限度内の最大の漁獲を実現しようとする原則である。それは生物学的適正漁獲の原則と呼んでもよく、また未開発の漁場については、資源開発の原則と呼んでも矛盾がない。国際協力的手段により持続的最大の漁獲を実現しようとする思想は、1893 年のベーリング海仲裁裁判の当時に始つている。同裁判は、米国は距岸 3 浬以外においてオットセイを所有しまたは保護する権利を有しないと判定し、また同時に、米英両国政府は米領プリピロフ諸島の周囲 60 浬以内における海上オットセイ漁業の禁止に協力すべきことを判定した。<sup>(7)</sup> その後、英露協定 (1893 年) 及び米露協定 (1894 年) が締結され、<sup>(8)</sup> 更に日露英米四ヶ国の臘朧獣保護条約 (1911 年 7 月 7 日署名、同年 12 月 15 日発効) が締結された。本条約は 1940 年 10 月 23 日、日本政府より米英及びソ連邦政府に対する廃棄通告により 12 ヶ月を経過して失効したが、米国とカナダは暫定オットセイ保存協定 (1942 年 12 月覚書文換、同年 6 月 1 日に遡及発効) を結び、北緯 30 度以北、経度 180 度以東の太平洋及びベーリング海におけるオットセイの海上漁獲を禁止して現在に至っている。<sup>(9)</sup>

今日においては、持続的最大の漁獲の原則に基づく多数の漁業条約が、各種の水族を対象とし、広く世界の海洋に亘り、多数の国々の間に締結されている。その主要なものは次の

如くである。

北太平洋オヒョウ保存条約 (1923年3月署名, 1924年10月発効, 1937年1月全部改正)

フレザー河系ベニザケ保存条約 (1930年5日署名, 1937年7月発効)

国際捕鯨取締条約 (1946年12月署名, 1948年11月発効, 1951年4月日本加入)

米国メキシコ間マグロ委員会設置条約 (1949年1月署名, 1950年7月発効)

全米熱帯マグロ委員会設置条約 (1949年5月署名, 1950年3月発効)

北西大西洋漁業国際条約 (1949年2月署名, 1950年7月発効)

中でも持続的最大の漁獲の理論を初めて海上の漁業に実施し成功したオヒョウ保存条約は、国際漁業委員会の設置を規定し、同委員会はオヒョウ漁業取締規則を制定して、条約水域の各海区に総漁獲制限量を定め、条約所定の禁漁期間を修正し、また漁具を制限している。次に国際捕鯨取締条約は、本文に国際捕鯨委員会の組織権限などを規定し、附属書に捕獲禁止鯨種、捕獲鯨種の体長制限、南氷洋の総捕獲制限量（一漁期16,000白長須単位）、母船式捕鯨禁止区域、禁漁期間その他を規定し、かつ附属書のそれら操業制限は、国際捕鯨委員会が科学的研究の結果に基づき時々これを修正し得るものとしている。またその他の諸漁業条約も、持続的最大の漁獲の原則に従い、それぞれ操業制限に関する種々の規定を設け、またはこれを設け得ることを規定している。

持続的最大の漁獲を実現するための条約上の操業制限は、公海漁業の自由と矛盾しない。すなわち(1)公海における漁場の自由と矛盾しない。条約に総漁獲量の制限、漁獲物の体長制限、漁具漁法の制限、禁漁期間その他各種の操業制限が規定されても、それは締約国の漁船が相手国の領海の限界まで近づいて操業するのを妨げるものでない。

漁業の操業禁止区域は、漁場の自由に対する例外である。それは公海における漁場の自由を原則的に否定するものでなく、特定の生物学的理由により、特定の資源の保護だけを目的とする操業制限にすぎない。

(2) 公海における漁業企業の自由とも矛盾しない。持続的最大の漁獲を実現するための操業制限は、平等にすべての締約国に適用される。締約国を平等に拘束するそれらの操業制限が、企業の自由と矛盾する理由はあり得ない。何故なら公海における漁業企業の自由とは、公海漁業を行う漁船の国籍制限、漁船の隻数、噸数または漁獲高の国別割当など、国籍に基づく差別的制限を受けないことを内容とする自由を意味するからである。

元来、資源保存のため企業の自由を制限することは原則として無意義である。平等に締約国を拘束する操業制限、例えば総漁獲量の制限、漁具漁法の制限などさえ厳守されるなら、各国の漁業者が自由に競争しても、資源保存の目的は達せられる。現に国際捕鯨取締条約には、国際捕鯨委員会は母船の数又は国籍を制限し若は母船又は母船群に対し特定の割当量を定めてはならないと規定し、捕鯨企業の国際的自由を保障している（第V条2, C）。他の漁業条約にこのような保障の例を見ないのは、かかる保障を必要とする事情が存在しなかつたことを意味するに外ならない。公海漁業の企業自由は、自由を主義とする諸国間の漁業条約の基本原則である。

持続的最大の漁獲を実現するための条約上の操業制限は、公海における漁場の自由及び漁

業企業の自由と矛盾しないことは以上述べた如くである。公海漁業の自由に関する国際法の原則は、持続的最大の漁獲の原則と両立することにより、19世紀における無条件の自由の原則から、資源保存のための操業制限を条件とする自由の原則に発展した。

### 第 III 資源保存水域の理論

北太平洋の公海漁業に関する国際条約（1951年12月14日仮署名、1952年5月9日正式署名）すなわち所謂日米加漁業条約は、ベーリング海を含む北太平洋東部に資源保存水域を設定した。しかしてカナダはベーリング海東部の特定水域においてサケ漁業を抑止し、日本は北太平洋及びベーリング海東部の魚種別特定水域において夫々サケ、ニシン及びオヒョウ漁業を抑止する。このような資源保存水域の設定は、漁業条約史上前例がなく、公海漁業の自由に関する国際法の原則の発展に新段階を画したものである。

資源保存水域の設定は、生物学的資源保存理論としては無意義である。総漁獲量の制限その他、生物学的に必要な各種の操業制限が守られさえすれば、資源の保存は全うされるからである。締約国を平等に拘束する操業制限により資源の保存が全うされる以上、漁業者の国籍如何により公海における漁業企業の自由を制限することは無意義である。

然し人類が現実に営む国際社会の理論としては、漁業者の国籍如何により公海における漁業企業の自由を制限することが妥当な場合がある。すなわち特定国の漁業者が公海の特定水域において特定魚種をその資源の限度まで既に漁獲している場合には、従来その漁獲に参加していなかつた国の漁業者の企業の自由を制限するのは妥当である。何故ならばこの場合、従来その魚種の漁獲に参加していなかつた国の漁業者が新にこれに参加することは、持続的漁獲増加をもたらすものでない。のみでなく国際的に漁獲競争を激化せしめ、前記の特定国が資源保存の措置を継続することを困難とし、当該魚種の資源保存を危くする虞があるからである。

日米加漁業条約の資源保存水域は、公海の特定水域における特定魚種をその資源の限度まで既に漁獲していた国々の利益を保護するもので、公海における漁業企業自由の原則に対する例外の制度である。

資源保存水域制度の沿革は、1936年及び'37年日本漁船がアラスカのプリストル湾地方においてサケ漁業試験を行い米国側を強く刺戟したことに始まる。1938年3月、日本政府は米国政府の抗議に応え「国際法に基づき享有する諸権利の問題には類を及ぼさない」ことを前提として下記諸項の保証を与えたが、<sup>(10)</sup>いくばくもなく太平洋戦争となり、漁業問題は中絶した。

- (1) 日本政府は1936年以来問題の水面において続行中の3ヶ年に亘るサケ漁業調査を一時中止していること
- (2) 日本漁船によるサケ漁業は政府の許可なくしては之を行うことを得ず。また日本政府は一般民間漁船がサケ漁業の目的を以てプリストル湾地方に赴こうとするものに対し許可を与えておらなかつたが今後もし続き当分の間自発的に許可証の発給を差控うることにしたこと……

1945年終戦直後（9月28日）米国トルーマン大統領は宣言を發し、漁業資源保存水域を

設定しようとする政策を明示した。宣言に曰く、

合衆国政府は、漁業資源の保存及び保護に関する切迫した必要にかんがみ、合衆国の沿岸に隣接する公海の一定水域中、漁業活動が実際に行われており、また将来も行われると認められる水域に保護区域を設定することを適当と考える。

その漁業活動が合衆国民のみによつて行われており、また今後も同様と認められる場合は、合衆国としては、合衆国の規則及び管理に従つて漁業活動を行うべき明確な保護区域を設定することを適当と考える。

またかゝる漁業活動が、合衆国民及びその他の国民により合法的に行われ且つ共同で持続されておられ、今後も同様であると認められる場合には、合衆国と当該諸外国の協定により、明確な保護区域が設定せられるべきであり、同区域内で行われる総ての漁業活動は、協定により定められた規則及び管理に従わなければならない。

以上の原則に即応して、その国の沿岸沖合に保護区域を設定する如何なる国家の権利をも容認する。但しそれは、当該水域に現存する合衆国民の如何なる漁業上の權益に対しても、それに対応する承認が与えられる限りにおいてである。

このような保護区域が設定された水域の有する公海としての性格及び同水域における自由且つ妨げられることのない航海の権利は、前述によつていささかも影響を受けるものではない。(11)

この政策の具体案として、1951年12月、日米加漁業条約交渉の冒頭に、次の規定(第1条第1項)を含む米国草案が提出された。(12)

締約国は、公海漁業資源の漁獲に関する締約国の国際法上の権利の行使は、次の資源に関して放棄されるべきであるという原則に同意する。

- (a) 科学的証拠により、一層強度の漁獲の下においては年々持続される生産高の實質的増加を招来しないことが明らかで、
- (b) その最高生産を維持するのに必要な条件を発見するための広範な科学的調査の下にあり、且つ
- (c) その生産の維持又は増加のために、漁具が制限され、その他規制されているもの。

但し当該締約国により實質的な規模において近年若は現に漁獲が発展せしめられ、若は維持されている漁業資源、当該締約国の領海に隣接する公海の水域にある漁業資源、又はこの条約の当事国でない一若は二以上の国によつて大部分漁獲されている漁業資源に関しては、締約国が前記の放棄をすることはしないものとする。

これより先 1951年2月ダレス米国特使の来朝に際し、日本の海洋漁業者は「漁業問題に関する要望書」を提出し、海洋の自由を強調すると共に「北東太平洋のサケ・マスとオヒョウについては、米国とカナダが略々その資源の限度まで利用している事実を尊重し、資源保護につき必要な国際措置をとるべきである」との意見を明かにした。米国の前記草案の規定は、このような意見を法的に表現したものといふことができる。

日米加漁業条約は以上のような背景の下に締結された。その資源保存水域の理論を要約すれば次の如くである。第1：資源保存水域は、漁獲を一層強化しても生産の持続的増加とならないことが科学的調査に基づく証拠により明らかな特定魚種について設けられる。その魚種が浮魚、底魚あるいは定着性水族のいずれに属するものであるかを問わない。

第2：資源保存水域においては、保存の目的たる特定魚種を従来實質的に漁獲していなかつた国の漁業者に対し、新にその漁獲に参加しないことが要請される。その国が沿岸国

であるか非沿岸国であるかを問わない。米国の条約草案には、領海に隣接する公海水域にある漁業資源については沿岸国は右の如く要請されないことを規定していた。然しその規定は削除され、署名された条約では、沿岸国も非沿岸国も平等の立場において資源保存の義務を負うことになっている。

第3：資源保存の目的たる魚種を実質的に漁獲した実績を有する国は、沿岸国たると非沿岸国たるとを問わず、資源保存水域内において当該魚種の漁獲を継続することができ。条約第4条第1項但書には「実質的漁獲を行つたことがあると認められる魚種」については「関係締約国の自発的抑止を勧告してはならない」と規定している。

第4：資源保存水域の理論は、公海漁業自由の原則と矛盾しない。資源保存水域は、資源の限度まで既に漁獲されている特定魚種についてのみ設けられる。従つてそれは公海における漁業企業の自由及び漁場の自由を原則的に否定するものでなく、それらの自由の原則に対する例外に過ぎない。特定魚種の保存水域内に、漁獲を一層強化することにより生産を持続的に増加し得る他の魚種が存在する場合、これを漁獲することはいづれの国の漁業者にとつても自由である。

資源保存の理論により、公海漁業の自由に関する国際法の原則は、同原則の例外として企業の自由及び漁場の自由に制限が加えられることのあることを条件とする新たな自由の原則に発展している。

- 註 (1) U.S. Statute at Large, vol. 8, p.248  
 (2) Command Papers, Behring Sea Arbitration, U. S. No.6, The Case of the U. S., App. vol. 1, pp. 35—41  
 (3) G.B. Parliamentary Papers, 1893—4 C(6918), pp. 47, 51  
 (4) Hershey, Essentials of International Public Law, 1921, p. 216  
 (5) Fulton, The Sovereignty of the Sea, pp. 612, 645, 634, 647  
 (6) Do., pp. 636—7  
 (7) U.S. 53rd Congress, 2nd Session, Senate Executive Documents, No. 177 (Fur Seal Arbitration) Part I, pp. 75—80  
 (8) U.S. State Papers, vol. 86, p. 272  
 (9) World Peace Foundation, Documents on American Foreign Relations.  
 (10) 日本海洋漁業協議会, 1949年の漁業実績 p. 61  
 (11) 同, 日米加漁業条約の解説 p. 267  
 (12) 外務省, 日米加三国漁業会議議事録 p. 170

## あ と が き

1936—7年筆者が米国スタンフォード大学で漁業に関する国際関係を研究した当時、世界の漁業資源保存に関する条約はまだ少数であつた。然るに大戦後この種の条約は、条約の数、参加国の数、適用水域及び適用水族のいづれについても著しく拡大するに至つた。筆者はこの事実により、公海漁業の自由がこれまでの無条件の自由から資源保存の国際義務を条件とする自由に発展したことを知り、資料の整備に努力した。

被占領時代、日本は所謂マックアーサー・ラインによつて公海漁業の自由を現実に制限されていた。また1949年のEアレン氏等漁業使節団の報告書には、米国の距岸100哩以

内に日本漁業者を近づけないことなどが示唆され、日本が公海漁業の自由を回復する見透しは困難であった。のみならず国内では資源保存が強調され、公海漁業の自由の回復は資源保存に反すると考える者も少くなかった。然し筆者は機会ある毎に、資源保存の国際義務を条件とする公海漁業の自由こそ国際社会の要請であるとの見解を表明した。

1950年3月筆者は「米国・国際漁業政策の研究」(海洋漁業対策研究会研究資料第3集)を著わし、資源保存の国際義務を伴う海洋の自由について論述した。同年6月、日米加漁業関係の将来に関しある程度の見透しを持つため海洋漁業対策研究会に特別委員会が設けられたが、筆者は「日米加漁業関係の新方式」と題する報告書案を作成し、9月特別委員会報告として印刷された。

1951年2月米国ダレス特使の来朝に際し、筆者は日本海洋漁業協議会の「漁業問題に関する要望書」案を作成した。その中には資源の限度まで既に漁獲されている魚種については、従来その漁獲を行っていた沿岸国又は非沿岸国に特殊の権利が認められなければならないという思想が暗示されている。同年7月更に筆者が担当執筆した「公正なる漁業取極の構想」(財団法人水産研究会研究資料第27号)には、右の特殊の権利、従つて相手国が負うべき資源保存のための特殊の義務につき説明が加えられている。

本文は以上のような種々の形で行われた筆者の考察の結論である。公海漁業の自由に関する国際法の原則の発展が、正しく諸国によつて認識されることによつてのみ、公海の漁場問題に関する国際協力は友好的に促進されるであろう。

### Summary

In nineteenth century when the international cooperation and, also, the scientific research relating to conservation of fisheries resources were not yet developed, the principle of international law relating to the freedom of fisheries in the high seas was independent of such conservation. For instance, in 1882, when the International Convention for the Purpose of Regulating the Police of the Fisheries in the North Sea outside Territorial Waters was under negotiation, the German delegate thought that "restrictive measures should be enforced to prevent the destruction of fry of fish and the taking of small fish." But his opinion was denied on the ground that "the question was not ripe for discussion by the Conference which was not concerned with reproduction of fish." (Fulton, *The Sovereignty of the Sea*, pp. 636-7) No restriction was imposed on any aspects of the freedom of fisheries, i.e. freedom of fishing area, freedom of fishing enterprise and freedom of fishing operation in the high seas.

But the Convention for the Preservation of Halibut Fishery of the Northern Pacific Ocean and Bering Sea (1923), the Convention for the Protection, Preservation and Extension of the Sockeye Salmon Fisheries in the Fraser River System (1930), the Provisional Fur-Seal Agreement between the U.S.A. and Canada (1942), the International Convention for the Regulation of Whaling (1946), the Convention between the U.S.A. and the Republic of Mexico relating Tuna Fisheries (1949), the Convention between the U.S.A. and the Republic of Costa-Rica for the Establishment of an International Tropical Tuna Commission (do), the International Convention for the North West Atlantic Fisheries

(do), and some others, having been concluded, an aspect of the freedom, i.e. the freedom of fishing operation in the high seas, became to have been restricted for the purpose of attaining the maximum sustained catch.

Among such restrictions of fishing operation in the high seas are the limitation of total amount of catch by species, restriction of fishing gear and fishing method, establishment of prohibited season, and so on. These restrictions of fishing operation do not contradict the freedom of fisheries in the high seas. To explain in details:

(1) The freedom of fishing area in the high seas is not prevented by such restrictions of fishing operation. Regardless of such restrictions, the fishing vessels of a contracting Party may proceed, conducting the fishing activities, up to the limits of territorial waters of the other Parties.

The only exception is the prohibited zone in which the freedom of fishing is restricted. But regardless of such prohibition for the preservation of specific stock of fish, the waters of prohibited zone remain subject to the regime of the high seas.

(2) The freedom of fishing enterprise in the high seas, also, is not affected by such restrictions of fishing operation. Such restrictions restrain the contracting Parties on an equal footing, and must not discriminate by nationality the number or tonnage of fishing vessels, the amount of catch, and so on.

Thus the freedom of fisheries which, in nineteenth century, was not conditioned by any restriction, developed, in twentieth century, so that to have been conditioned by the restrictions imposed on the aspect of fishing operation in the high seas. The proposed Tripartite Fisheries Convention signed in Tokyo in May, 1952, by the representatives of Canada, Japan and the U.S.A. promoted a further step of development of the principles of freedom of fisheries in the high seas. In conformity with the stipulations, Canada abstains from fishing salmon in the specific area in the eastern Bering Sea, and Japan abstains from fishing salmon, herring and halibut in the eastern North Pacific and Bering Sea. Thus conservation zones are to be established by this proposed Convention, restricting by nationality the freedom of fishing enterprise in specific areas in the high seas.

The theory of conservation zone would be summarised as follows: (1) The conservation zone is to be established for the purpose of protecting a stock of fish with regard to which the evidence based upon scientific research indicate that more intensive exploitation of the stock will not provide a substantial increase in yield which can be sustained year after year (Article IV, 1, i). Such stock of fish may belong either to pelagic, demersal or sedentary fisheries.

(2) Within the limits of conservation zone, the State, whose nationals have never conducted substantial exploitation of a stock of fish for which such zone is being established, is to be recommended to abstain from exploiting such a stock of fish. Such State may be coastal or non-coastal. The U.S. Proposed Treaty Text was containing a provision that there should be no such recommendation to a coastal State with respect to any fishery resource which was located in areas of the high seas contiguous to its territorial waters (U.S. Text, Article I, 1, Proviso). But such provision was struck out of the Convention signed, and recommendation may be made for abstention

to any contracting Party, coastal or non-coastal, on an equal footing.

(3) The State, whose nationals have long been maintained and conducted substantial exploitation of a stock of fish for which the conservation zone is to be established, may continue such exploitation of such stock of fish within the limits of such conservation zone. The above mentioned State may be a coastal or non-coastal. It is provided in the Convention that no recommendation shall be made for abstention by a Contracting Party concerned with regard to any stock of fish which has been under substantial exploitation by that Party (Article IV, 1, Proviso).

(4) The theory of conservation zone does not contradict the principle of freedom of fisheries in the high seas. The restriction of fisheries within the limit of conservation zone is strictly limited to the exploitation of a specific stock of fish by a specific State. It is an exception of the freedom of fishing area and of the freedom of fishing enterprise in the high seas. It is not the denial of the principle of such freedom in the high seas. The waters of conservation zone remain subject to the regime of the high seas. It is free to any State to exploit, within the limits of conservation zone, any stock of fish which will provide a substantial increase in yield by more intensive exploitation of the stock.

Thus the principle of freedom of fisheries in the high seas is now developed so that to have been conditioned by the restrictions imposed on the freedom of fishing area and of the fishing enterprise which consist the exceptions of the freedom of fisheries in the high seas.